

第42期 決 算 公 告

平成20年6月30日
東京都千代田区丸ノ内3-4-1(新国際ビル)
株式会社 韓国外換銀行 在日支店
日本における代表者 李 爽勳

第2 平成20年3月31日現在貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預け金	3,429	預金	45,323
現金	418	当座預金	1,144
預け金	3,011	普通預金	10,139
コーポレート・バンク		貯蓄預金	
買入先物		通知預金	602
債券貸借取引支払保証金		定期預金	33,118
買入手形		定期積金	
買入金銭債権	5,495	その他の預金	317
商品有価証券		譲渡性預金	
商品国債		コーポレートマネー	11,000
商品地方債		売現先物	
商品政府保証債		債券貸借取引支払保証金	
その他の商品有価証券		売渡手形	
金銭の信託		コマース・ペーパー	
有価証券	6,662	借入金	23,456
国債		再割引手形	
地方債		借入金	23,456
短期社債		外国為替	801
株式		外国他店預り	50
その他の証券	6,662	外国他店借	
貸出金	73,020	売渡外国為替	
割引手形	415	未払外国為替	750
手形貸付	46,234	その他の負債	2,193
証書貸付	25,199	未決済為替借	
当座貸越	1,171	未払法人税等	3
外国為替	13,809	未払費用	331
外国他店預け	167	前受収益	124
外国他店貸		従業員預り金	
買入外国為替	13,641	給付補てん備金	
取立外国為替		先物取引差入証拠金	
その他の資産	1,972	先物取引差金勘定	
未決済為替貸		借入金商品債券	
未払費用	18	借入金有価証券	
未収収益	216	売付商品債券	
先物取引差入証拠金		売付債券	
先物取引差金勘定		金融派生商品	
保管有価証券等		未決済外国為替借	1,659
金融派生商品		その他の負債	74
未決済外国為替貸	1,620	賞与引当金	1
その他の資産	115	退職給与引当金	192
有形固定資産	267	特別法上の引当金	
建物	57	金融先物取引責任準備金	
土地	132	繰延税金負債	
建設仮払金		繰延税金負債	
その他の有形固定資産	77	支払承諾	1,824
無形固定資産	282	本支店勘定	24,795
ソフトウェア	22	本店	21,257
のれん		在日支店	170
その他の無形固定資産	259	在外支店	3,367
繰延税金資産		小計	109,589
支払承諾見返	1,824	利益準備金	2,011
貸倒引当金	817	繰越利益剰余金	568
本支店勘定	6,205	その他の有価証券評価差額金	18
本店	5,883	繰延ヘッジ損益	
在日支店	80	土地再評価差額金	
在外支店	241		
合計	112,152	合計	112,152

(記載上の注意): 貸借対照表

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社計算規則131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、

次に掲げる事項

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 該当なし

継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 該当なし

当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 該当なし

当該重要な疑義の影響を財務諸表への反映の有無 該当なし

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

有価証券の評価基準及び評価方法: その他の有価証券 - 評価後、その他有価証券評価差額金算入

有形固定資産の減価償却の方法 定率法

外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 期末の TT 仲値

貸倒引当金の計上方法 債権分類に応じた比率に基づき計上

退職給付引当金の計上方法 期末要支給額の100%

リース取引の処理方法 経費処理

ヘッジ会計の方法 該当なし

金銭の信託の評価基準及び評価方法 該当なし

デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 金融商品会計に関する実務商品会計に関する実務指針に基づく時価会計

その他採用した重要な会計方針 該当なし

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性に乏しいものを除く。)

会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容。 該当なし

表示方法を変更したときは、その内容 該当なし

(4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事 該当なし

(5) 貸出金のうち破綻先債権(0円)、延滞債権(1,256百万円)、3ヶ月以上延滞債権(5百万円)及び貸出条件緩和債権(1,574百万円)の額並びにその合計額(2,835百万円)なお、それぞれの定義は銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

(6) 有形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。 該当なし

(7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額 減価償却累計額(339百万円)、圧縮記帳額 該当無し

(8) リースにより使用する有形固定資産に関する事項(会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。) 該当なし

(9) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限り)は、この限りでない。 該当なし

(10) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。 該当なし

(11) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額 該当なし

(12) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額 該当なし

(13) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象 該当なし

(14) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の17から第8条の22まで、第8条の25、第56条及び第95条の3の3に規定する企業結合に関する事項 該当なし

(15) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24及び第8条の26に規定する事業分離に関する事項: 該当無し

(16) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額 該当なし

(17) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項 該当なし

2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

3. 法令に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4. 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

5. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

損益計算書 〔平成 19 年 4 月 1 日から
平成 20 年 3 月 31 日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	5,271	国債等債券償還損	
資金運用収益	4,380	国債等債券償却	
貸出金利息	1,687	金融派生商品費用	
有価証券利息 配当金	197	その他の業務費用	
コールローン利息	12	営業経費	851
買現先利息		その他経常費用	
債券貸借取引受入利息		貸倒引当金繰入額	
買入手形利息		貸出金償却	
預け金利息		株式等売却損	
金利スワップ受入利息	87	株式等償却	
外国為替受入利息	2,111	金銭の信託運用損	
本店為替受入利息	95	その他の経常費用	
その他の受入利息	187		
役員取引等収益	720	経 常 利 益	1,389
外国為替受入手数料	720	(又は経常損失)	
内国為替受入手数料		特 別 利 益	513
その他の役員収益		固定資産処分益	
その他業務収益	162	貸倒引当金戻入益	482
外国為替売買益	160	償却債券取立益	30
商品有価証券売買益		金融先物取引責任準備金取崩額	
国債等債券売却益		証券取引責任準備金取崩額	
国債等債券償還益		その他の特別利益	
金融派生商品収益		特 別 損 失	
その他業務収益	2	固定資産処分損	
その他経常収益	8	減損損失	
株式等売却益		金融先物取引責任準備金繰入額	
金銭の信託運用益		証券取引責任準備金繰入額	
その他の経常収益	8	その他の特別損失	
経 常 費 用	3,881	税引前当期利益	1,902
資金調達費用	2,961	(又は税引前当期損失)	
預金利息	308	法人税、住民税及び事業税	23
譲渡性預金利息		法人税等調整額	
コールマネー利息	34	当 期 純 利 益	1,879
売現先利息		(又は当期純損失)	
債券貸借取引支払利息		前期繰越利益剰余金	295
売渡手形利息		利益準備金積立額	
コマースナル・ペーパー利息		本店への送金	1,605
借入金利息	696	(本店からの補てん金)	
金利スワップ支払利息	119	繰越利益剰余金	568
外国為替支払利息	1,161		
本店為替支払利息	640		
その他の支払利息			
役員取引等費用	68		
外国為替支払手数料	68		
内国為替支払手数料			
その他の役員費用			
その他業務費用			
外国為替売買損			
商品有価証券売買損			
国債等債券売却損			

(記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。

なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。

- (1) 直接経費（派遣職員給与等）
- (2) 間接経費割当額

- 3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失の金額を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 4 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
- 6 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。